

「JALグループ腐敗行為の防止」に関する取り組み方針

JALグループは、公明正大に利益を追求すべく、行動規範「社会への約束」にて掲げた「公正な事業行動」における「腐敗行為の防止」を確実に遂行するため、本方針の下、腐敗防止体制を構築し、社会の一員として腐敗防止に取り組みます。

<JALグループ行動規範「社会への約束」腐敗行為の防止>

1. JALグループは、国内外における事業活動にあたって、直接的あるいは間接的に関わらず、いかなる形式の賄賂も受領または提供、並びにマネーロンダリングなどの腐敗行為は行いません。また、社会的な慣習により適正と認識される範囲を超えるような、不当な金銭・贈答品・接待およびその他利益についても、受領または提供をしません。慈善寄付や後援資金、政治寄付などについては、適法な目的のためのみに行い、社内規定で定めた事前承認手続きを経る必要があります。利益が不当に害されることが無いように利益相反の恐れがある取引は行いません。

<法令等の遵守>

2. JALグループは、事業を行う国・地域で適用される贈収賄関連の法規制<不正競争防止法をはじめとする国内関連法規等（日本国）、海外腐敗行為防止法（米国）、贈収賄防止法（英国）、商業賄賂規制（中国）等>および国際条約を遵守します。

<適用範囲>

3. 本方針は、日本航空およびグループ会社、およびJALグループのために取引を行う業務代行者を対象とします。JALグループは、業務において代行者を起用する場合には、本方針に従って行います。

<相談・通報体制の整備>

4. JALグループは、本方針の違反行為あるいは違反の恐れのある腐敗行為について、社員から相談あるいは通報を受けるための体制の整備を図ります。なお、相談あるいは通報を行った社員に対し、相談あるいは通報を行ったことに対していかなる不利益な扱いも行いません。

<リスクの評価・改善>

5. JALグループは、贈収賄行為や腐敗行為を防止するため、定期的にこれらのリスクを評価・監視し、改善を行います。

<教育・研修の実施>

6. JALグループは、贈収賄関連の法規制等および本方針への意識を啓発し向上することを目的として、役員・社員に対して適宜教育・研修を行います。

2019年8月1日制定